

令和7年度医療関連製品販路開拓支援業務企画提案競技実施要領

1 趣旨

この要領は、青森県が令和7年度医療関連製品販路開拓支援業務を委託するに当たり、優れた企画提案を広く募集し、委託先候補者を選定するために実施する企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

(1) 業務の名称

令和7年度医療関連製品販路開拓支援業務

(2) 業務の内容

「令和7年度医療関連製品販路開拓支援業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3 委託の件数及び予算上限額

(1) 件数 1件

(2) 予算上限額 1,564,931円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託契約額は、委託先候補者の選定後、青森県が委託先候補者から徴取した見積書の内容を精査し、予算の範囲内で決定する。したがって、企画提案額と委託契約額が同額にならないことがある。

※対象経費は委託業務に直接関わる経費とする（施設整備や備品購入等に係る経費のほか、飲食代その他事業と関連性が認められない経費は対象外とする）。

4 応募資格

応募時点において、次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 当該業務を円滑に遂行するために必要な業務執行能力や経営基盤を有し、適正な経理執行体制を有していること。
- (2) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、青森県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っている者でないこと。
- (5) 青森県発注の契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) NPO法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく事業報告書等を提出していること。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式1）
- イ 会社概要（組織体制、経営状況等）
- ウ 実施計画書（様式2）
- エ 経費積算書

(2) 提出方法

- ・持参、郵送又は電子メールにより提出すること。
- ・持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日 9時から17時までとする。

(3) 提出期限

令和7年5月27日（火）17時 ※必着

(4) 提出先

「11 問合せ先・提出先」宛てに提出すること。

(5) 留意事項

- ・企画提案は、1事業者につき1件とする。
- ・本企画提案競技の参加に要する経費については、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は、返却しない。
- ・提出期限後は、提出書類の内容を変更することはできない。
- ・応募資格を有しない者が提出した書類や提出書類の内容等に虚偽又は不正があった場合は、無効とする。
- ・提出された書類の内容について、必要に応じて関係機関等に照会する場合がある。
- ・提出された書類は、原則として、青森県に対する情報公開請求の対象となる。

6 委託先候補者の選定方法等

(1) 審査の方法

- ・下記(2)の選定基準に基づき、提出された提案書等において書面審査を行う。なお、必要に応じて面接審査を行う。
- ・企画提案は、総合的に評価し、優れた企画提案を行った者を委託先候補者として、選定する。
- ・面接審査を行う場合は、日程等について、個別に連絡する。

(2) 選定基準

	項 目	審査の視点
1	医療分野に係る知識等	・医療分野に係る専門的な業務知識を保有しているか。
2	中小企業支援に係る実績等	・県内の中小企業への支援に関し、有益な知識等を保有しているか。 ・中小企業等に対する支援の実績等を有しているか。
3	業務内容	・医療現場ニーズの適正な精査が可能か。 ・医療関係機関との連携可能性を有しているか。(販路につながる学術集会の出展、学会参加者とのコミュニケーションの際の橋渡し等が可能か)
4	経費妥当性	・経費や積算は妥当であるか。
5	その他	・積極性が感じられるか。 ・独自の創意工夫がみられるか。

7 選定結果の通知及び契約の締結

(1) 選定結果の通知

- ・選定結果は、採否を問わず、提案者に対して書面で通知する。
- ・なお、審査過程や選定結果に係る問合せや異議申立てには、応じない。

(2) 委託契約の締結

- ・青森県と委託先候補者において、企画提案書等を参考としながら、業務履行に必要となる具体的な事項等の協議等を行うとともに、改めて委託先候補者から見積書を徴取し、協議が調った場合に、予算の範囲内で契約を締結する。
- ・仕様書について、両者合意の上で一部内容の変更を行う場合がある。
- ・契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第110号）等の諸規定に基づき、締結する。

8 応募に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和7年5月20日（火）17時 ※必着

(2) 質問方法

- ・質問票（様式3）に記入の上、下記の「11 問合せ先・提出先」宛てに、電子メールで提出すること。
- ・原則として、記載方法や体裁などの一般的な事項を除き、口頭（電話連絡を含む。）による質問は、受け付けない。

(3) 回答方法

- ・質問票を提出した者宛てに、電子メールで回答する。
- ・なお、青森県において、公平性等の観点から、質問又は回答の内容が他の提案者にも知らせるべき内容等と判断される場合には、他の提案者に対しても同様の情報を通知する。

9 スケジュール（予定）

- (1) 企画提案の提出期限
令和7年5月27日（火）17時
- (2) 審査の実施
令和7年5月下旬（予定）
- (3) 契約締結時期
令和7年6月上旬（予定）

10 その他留意事項等

- (1) 本業務に要する経費は原則として精算払いとし、業務が完了して委託者がその履行を確認した後に支払うものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり制作等された資料や画像等に係る著作権及び所有権並びに事業の成果等は、委託者に帰属する。
- (3) 受託者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号）等を遵守すること。
- (5) 本業務の取組状況や成果については、随時、青森県のホームページや広報紙等で公開する場合がある。
- (6) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときは、この限りでない。

11 問合せ先・提出先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号（青森県庁・南棟4階）

青森県経済産業部 産業イノベーション推進課 ライフビジネス振興グループ 南

電話：017-734-9420 メール：innovation@pref.aomori.lg.jp